広島県教育委員会教育長訓令第三号

本庁
地方機関
県立学校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県教育委員会
教育長　下崎邦明

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表の11中「広島県立白木高等学校
広島県立賀茂北高等学校」を「広島県立賀茂北高等学校」に、「広島県立大和高等学校
広島県立廿日市西高等学校」を「広島県立廿日市西高等学校」に改め、同表の13中「広島県立白木高等学校長
広島県立賀茂北高等学校長」を「広島県立賀茂北高等学校長」に、「広島県立大和高等学校長
広島県立廿日市西高等学校長」を「広島県立廿日市西高等学校長」に改め、同表の14中「広島県立白木高等学校出納員
広島県立　茂北高等学校出納員」を「広島県立賀茂北高等学校出納員」に、「広島県立大和高等学校出納員
広島県立廿日市西高等学校出納員」を「広島県立廿日市西高等学校出納員」に改める。

附　則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。